

ポイント資料：概要版

教育課程企画特別部会 論点整理

(令和7年9月25日)



目次



1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方p.2～3

2.「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化.....p.4

「学びに向かう力、人間性等」の再整理p.5

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ（義務教育段階）p.6

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ（高等学校段階）p.7

4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現、情報活用能力を構成する各要素
中学校 情報・技術科（仮称）イメージ.....p.8

5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

標準授業時数の弾力化と時数精選の関係、
学習指導要領の構造化・柔軟な教育課程を契機とした教科書等の改善p.9

6.豊かな学びに繋がる学習評価の在り方とは？

「主体的に学習に取り組む態度」の評価の見直し、新たな観点別評価の方向性イメージp.10

7.その他の検討事項の方向性は？

(1)カリキュラム・マネジメントの在り方、(2)高等学校入学者選抜、
(3)産業教育、(4)特別支援教育、(5)幼児教育
(6)子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善p.11

8.今後のスケジュール.....p.11

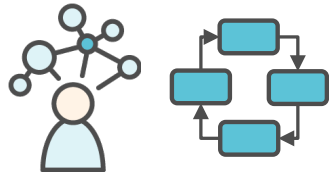
1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

1

「主体的・対話的で深い学び」の実装（Excellence）



「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図る

2

多様性の包摂（Equity）



子供たちの多様性を包摂することで、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育を実現する

3

実現可能性の確保（Feasibility）



持続可能な在り方を追求し、教師と子供の双方に「余白」を創出することで豊かな学びに繋げる

学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに



生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む



1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方



自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成



「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)



当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼

課題設定の充実

グループ探究
個人探究

総合

生きて働く「確かな知識」の習得

興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実

探究的な要素を持つ学習活動の充実
家庭学習の内容を自律的に決められる
ような段階的指導
(家庭学習はじめ学習習慣の確立を含む)

各教科等

児童生徒主体のルール形成や
学校生活改善、行事の創造等
の明確化

(みんなが学びやすいルールや環境
の構築を含む)

納得解を形成しようとする
ことの重要性の明文化

(安易な多数決の回避や少数意見の
吟味)

特別活動

考え、議論する
道徳の徹底

(主体的な判断の重
要性、知・徳・体の
調和のとれた発達に
向けた、道徳的価値
の対立を乗り越える
必要性や道徳的実践
の強調)

道徳

言葉を用いて思考を深めていく指導

他者と関わり協同する力の育成

多様な子供を誰一人取り残さない
視点としての個別最適な学び
と協働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

障害や認知特性等、多様な
実態を踏まえた調整
(教科等、家庭学習含む)

全ての活動の基盤として
の心理的安全性の確保

学びをデザインする高度専門職としての教師

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

総合的な勤務環境整備

2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化



子供たちに育む資質・能力が分かりやすく、日々の授業づくりの際に教師一人一人が使いやすい学習指導要領とするため、「構造化・表形式化・デジタル化」を一体的に進め、「深い学び」を授業で具現化しやすくする。

／生きて働く／

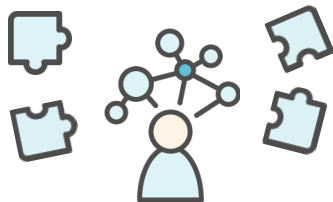
知識及び技能

他の学習や生活の場面でも活用できる

高次の資質・能力

知識及び技能に関する統合的な理解

個別の知識や技能が相互に関連付けられて一般化され、統合的な理解となった姿



(例)関数を使えば未知の状況を予測できる

社会や生活で直面する未知の状況でも課題解決に繋げていけるよう「質」を高めることが重要

資質・能力の「深まり」の可視化

個別の知識や技能

知識① 知識② 知識③ 知識④



(例)比例・反比例の理解 / 1次方程式の解き方 等

ある程度の知識・技能なしに思考・判断・表現することは難しいし、思考・判断・表現を伴う学習活動なしに知識の深い理解と技能の確かな定着は難しい

資質・能力の「一体的育成」の可視化

／未知の状況にも対応できる／

思考力、判断力、表現力等

知識・技能を活用しながら、未知の場面でも課題を解決できる

高次の資質・能力

思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮

複雑な課題の解決に向けて、個別の思考力、判断力、表現力等を組み合わせたり選んだりして総合的に働かせた姿



(例)現実の事象を数式でモデル化し、未知の状況を予測して、具体的な解決策を選択する

資質・能力の「深まり」の可視化

個別の思考力、判断力、表現力等



(例)二つの数量の変化・対応関係を見つけて式やグラフを用いて考察する 等

※論点整理における「中核的な概念の深い理解」「複雑な課題の解決」について、総則・評価特別部会における議論を踏まえ、「知識及び技能に関する統合的な理解」「思考力、判断力、表現力等の総合的な理解」（総称して「高次の資質・能力」）に更新して記載

※「高次の資質・能力」は、個別の資質・能力が深まることで至る、「統合的な理解」や「総合的な発揮」を指し示すものであり、個別の資質・能力との関係で重要性の軽重を意味するものではない。

2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

「学びに向かう力、人間性等」の再整理



「学びに向かう力、人間性等」の要素間の関係を構造化することで、学校現場の実践に繋がりがやすくなる。



【現行の記述】

「学びに向かう力、人間性等」として多岐にわたる要素が列記されているが、それらの全体像や関係性が分からない

児童が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。

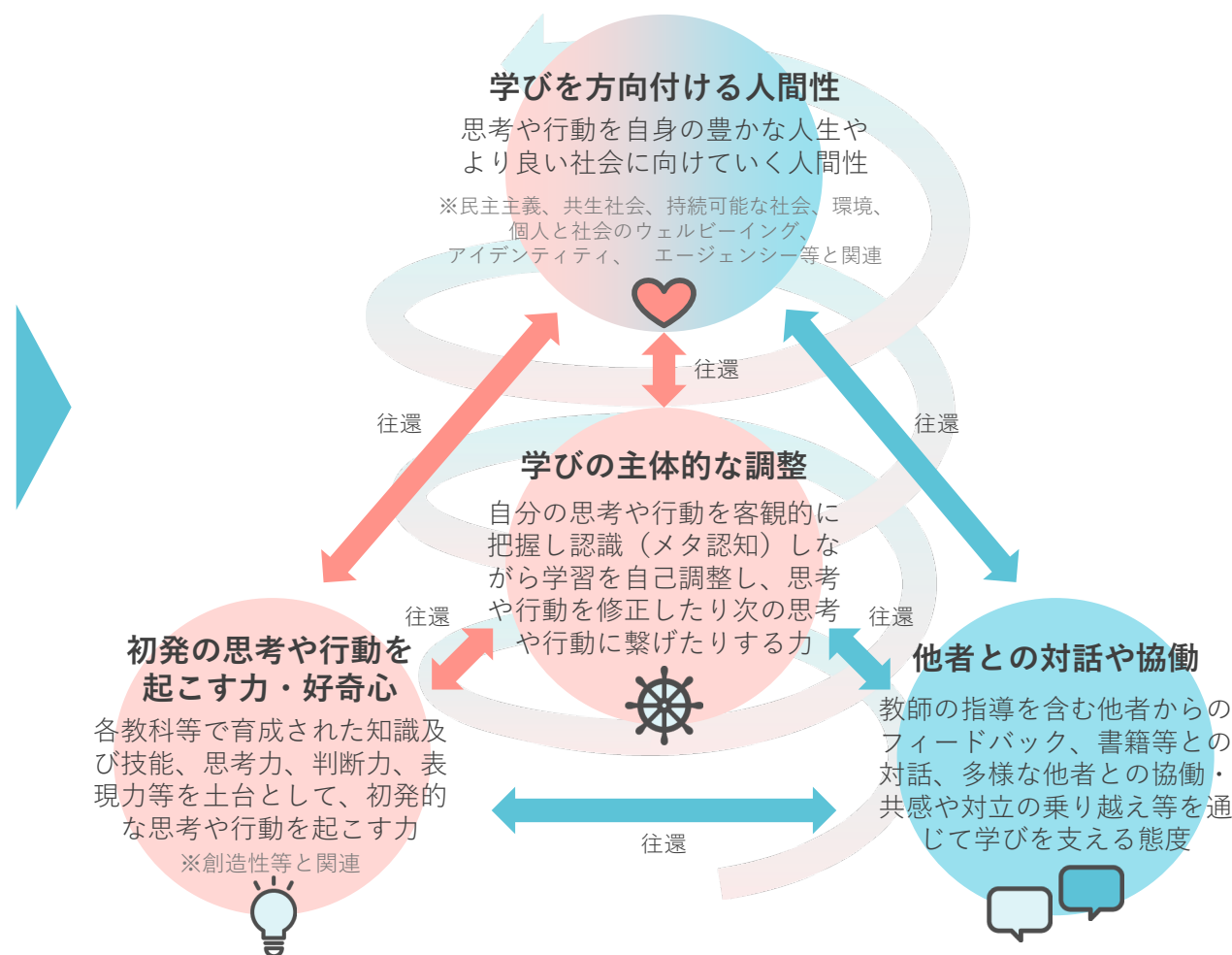
(中略)

児童一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で児童が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。

また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。

【今後の整理イメージ】

変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む



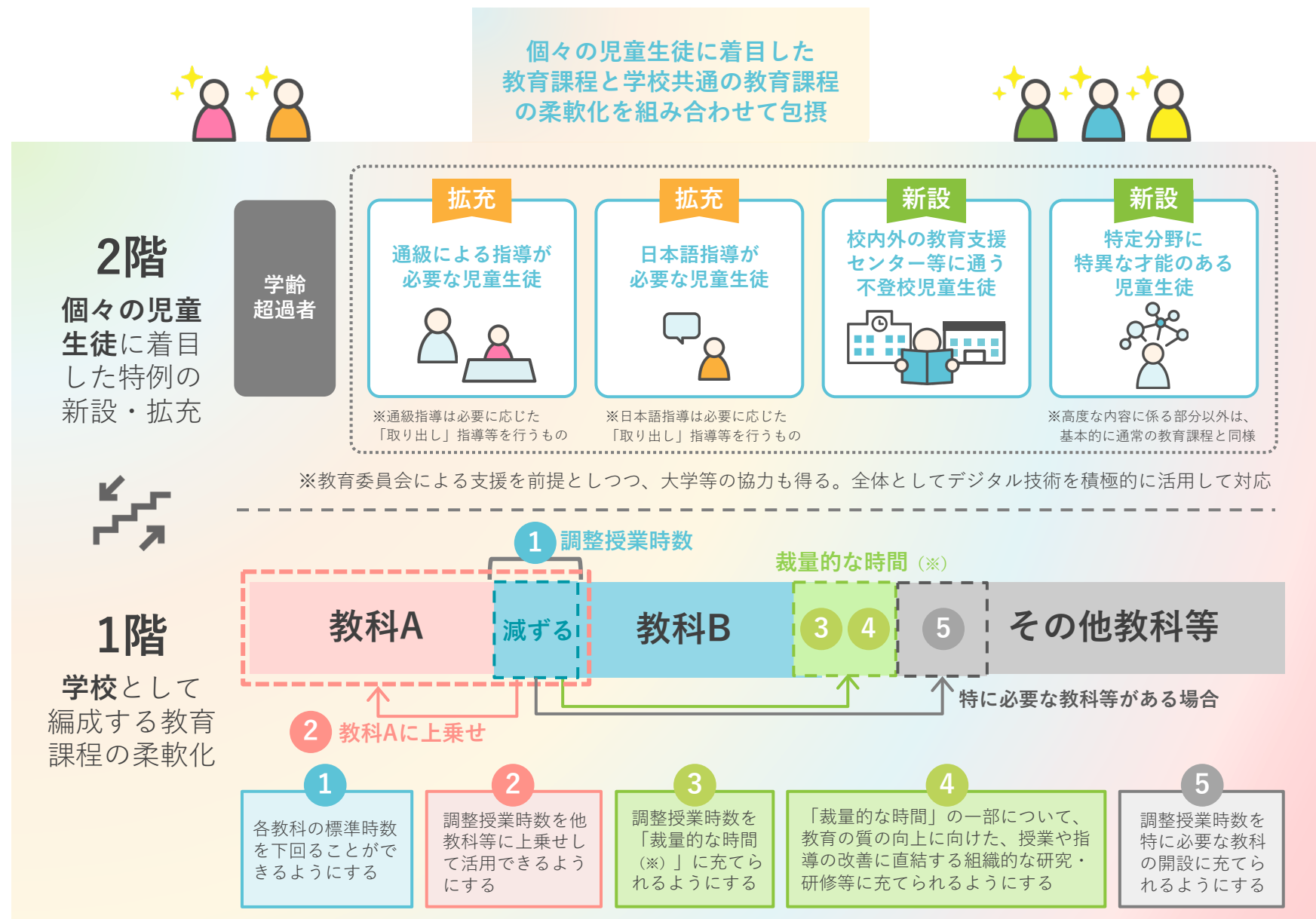
※「初発の思考や行動を起こす力」と、「学びの主体的な調整」「他者との対話や協働」との往還を通じ、粘り強く継続的に思考・行動する経験が繰り返され、「学びに向かう力、人間性等」が育まれる

3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ（義務教育段階）



学校共通の教育課程（1階）と個々の児童生徒に着目して編成する教育課程（2階）の柔軟化を組み合わせることで多様な子供たちを複層的に包摂する。



（※）児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラムを実施するための裁量的な時間（基本的な概念の獲得や意味理解を伴った確かな知識の習得、認知の特性に応じた学力保障、学習方略に関する指導、個人探究を伴う体験活動、ソーシャルスキルトレーニング等）

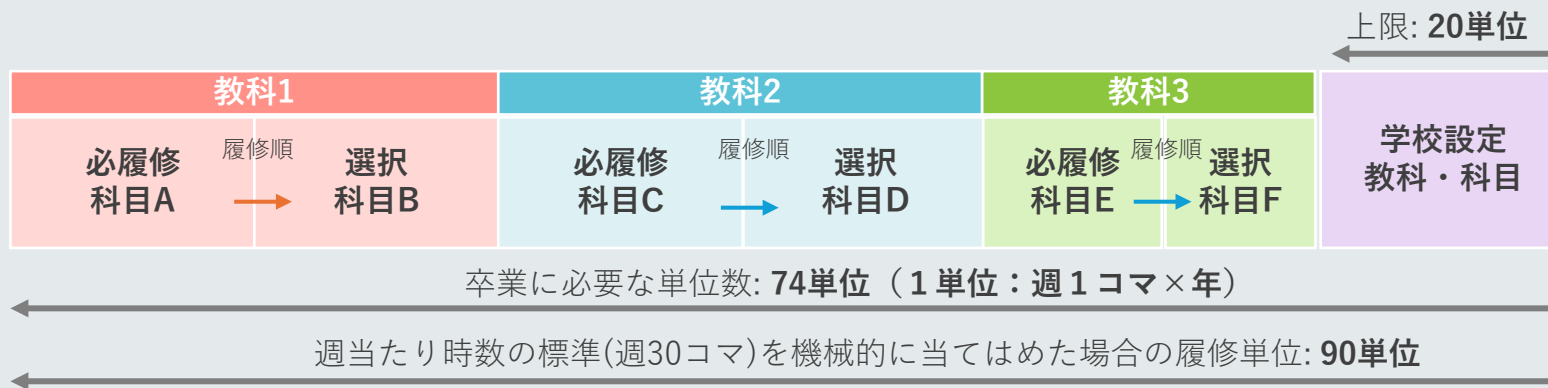
3.多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方とは？

柔軟な教育課程編成の促進のイメージ（高等学校段階）

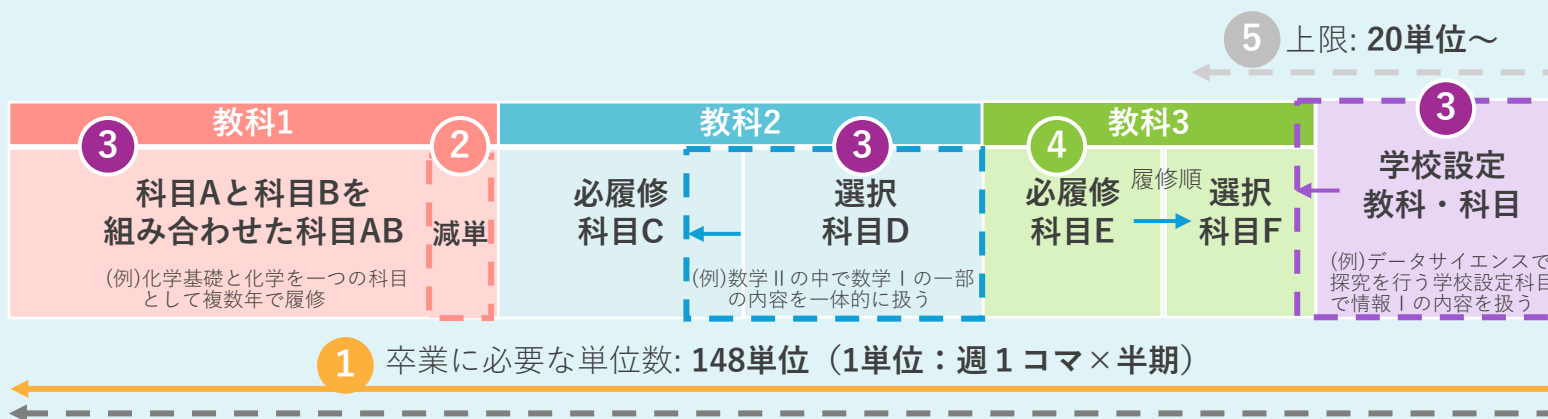


教科・科目の柔軟な組み替え、標準単位数の細分化、履修免除の仕組みの創設などにより、単位制を大幅に柔軟化。多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を可能とする。

現行制度



イメージ



1

単位数を細分化し、学期ごとの単位の認定や、細かな増単・減単をしやすくする

2

複数科目を一体的に指導する場合の減単を可能とする

3

必修修を含む科目統合などを学校判断で柔軟に運用できるようにする

4

外国語の外部試験で内容を十分に修得していることが明らかな場合など、一定の条件下で履修免除や振り替えを認められるようにする

5

学校設定科目の修得単位数を増やす(現行は20単位まで)

6

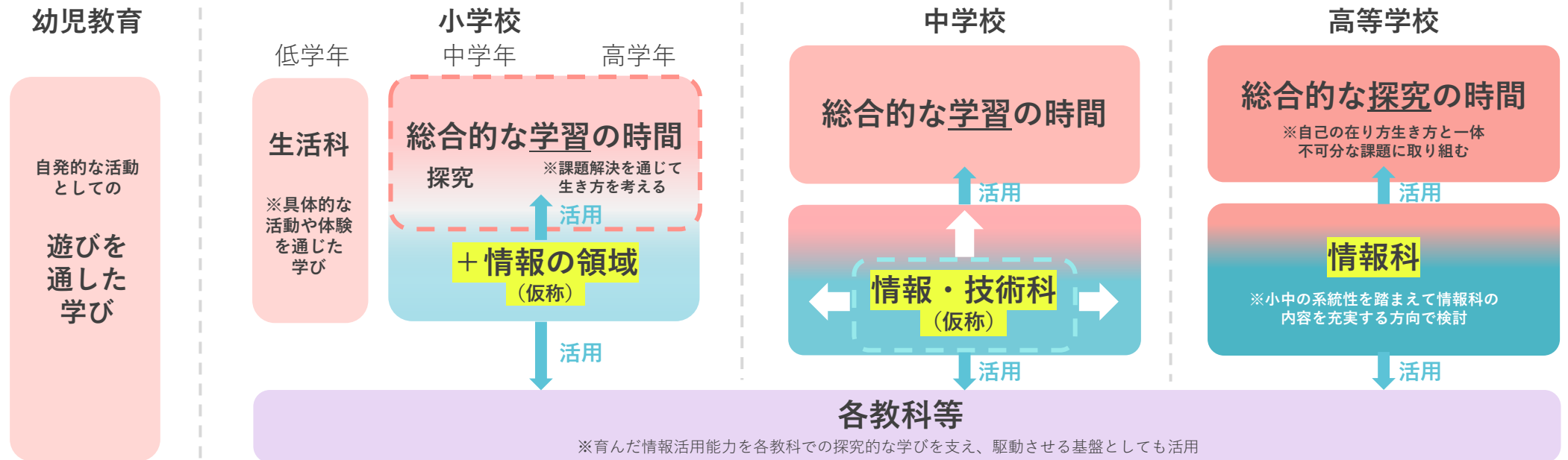
週当たり授業時数の標準(週30コマ)を示さない方向で検討

4.情報活用能力の抜本的向上を図る方策とは？

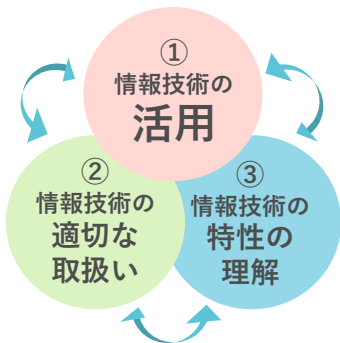
情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現



情報活用能力を各教科も含めた探究的な学びを支える基盤と位置づけ、小中高を通じた体系的・抜本的な教育内容の充実を行う。デジタルの負の側面にも対応しながら情報技術を自在に活用して課題解決ができる人材を育成する。



情報活用能力を構成する各要素



小学校段階

体験的な活動を重視し、「①活用」を中核としながら、「②適切な取扱い」、「③特性の理解」と相まって培う

中学校段階以降

各要素の内容を深めつつ、より抽象的・科学的な理解を必要とする「③特性の理解」を一層重視

①情報技術の活用

情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理・比較、発信・伝達等に関すること

②情報技術の適切な取扱い

情報技術を扱う際の留意事項に関すること（情報モラル、権利と責任等）

③情報技術の特性の理解

情報技術の特性の科学的な理解に関すること（コンピュータの仕組み、データ活用等）

中学校 情報・技術科（仮称）イメージ

技術を活用して
実生活・実社会
の課題を探究的
に解決する内容
の充実を図る

A 材料と加工の技術 (木材での作品製作等)

B 生物育成の技術 (作物栽培等)

C エネルギー変換の技術 (電気回路等)

D 情報の技術 (情報メディアの特徴、 プログラミングによる問題解決等)

3Dプリンタ、センシングデータ、シミュレータの活用等、情報技術との関わりを強化する観点から、取り扱う内容を充実させる

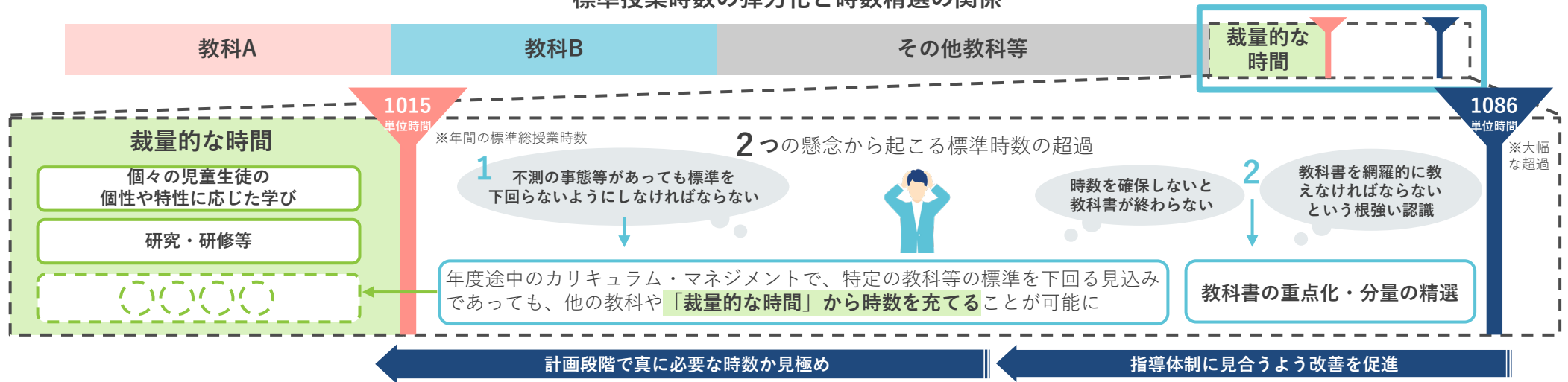
小学校段階での改善を土台とし、大幅な充実（生成AI、プログラミング、情報セキュリティ等）を行うとともに、他の3領域の基盤と位置付ける

5.教育の質向上のための「余白」の創出とは？

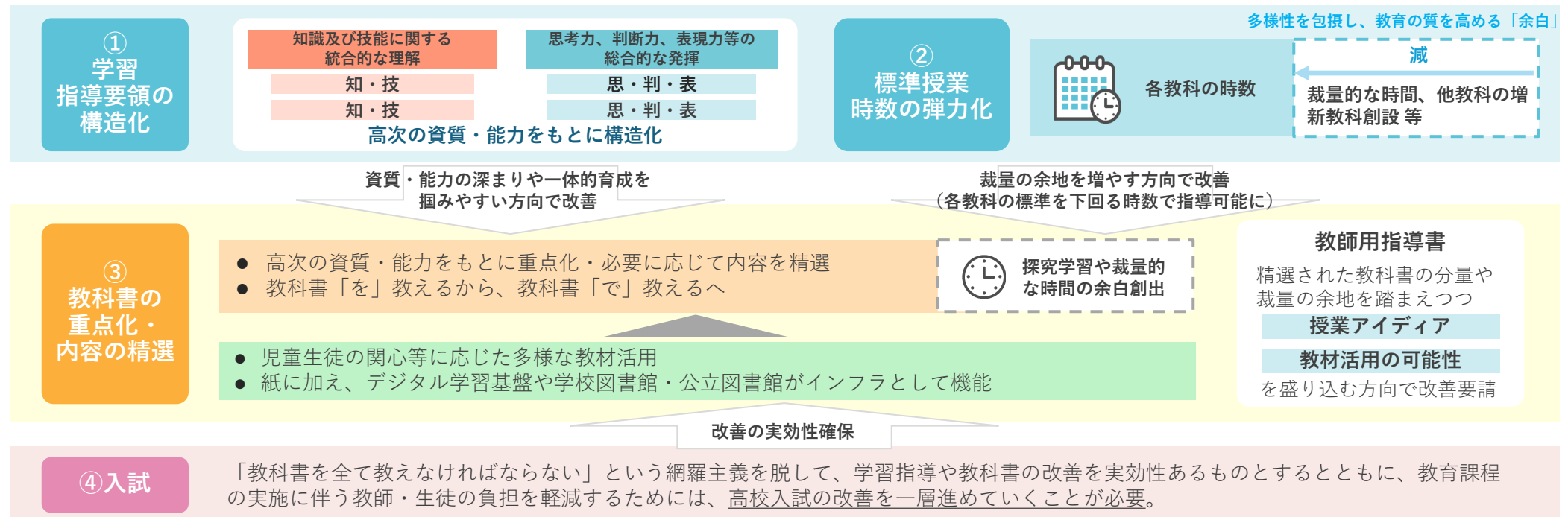


週当たりの時数の見直しや標準授業時数の弾力化、学習指導要領の構造化、教科書等の改善など総合的に対応。
教師と子供たちに「余白」を生み出し教育の質の向上を図る。

標準授業時数の弾力化と時数精選の関係



学習指導要領の構造化・柔軟な教育課程を契機とした教科書等の改善



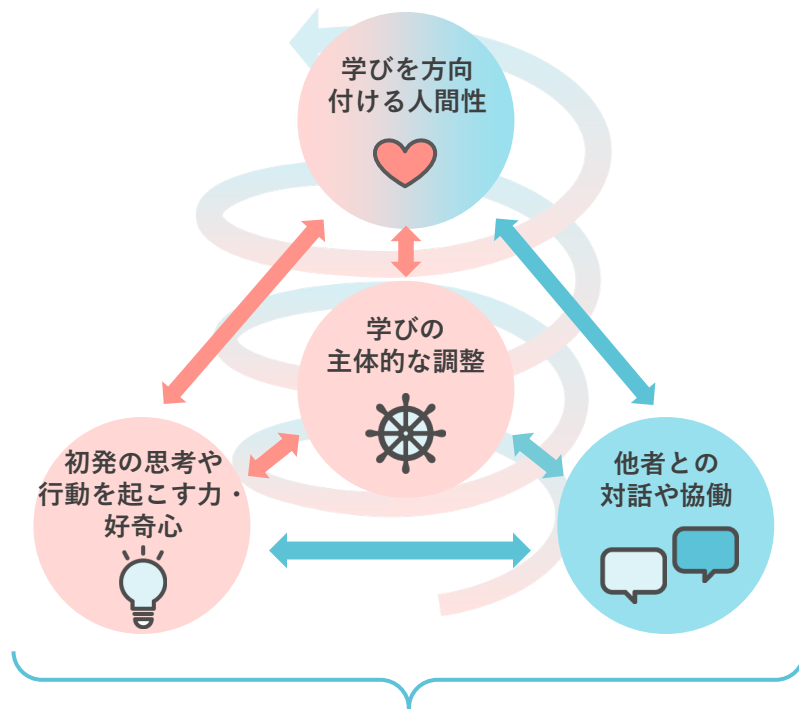
6.豊かな学びに繋がる学習評価の在り方とは？



資質・能力の育成に真に繋がる学習評価としていくため、その育成や評価を重視することを前提としつつ、「学びに向かう力、人間性等」の評価についてはその特質にあった評価となるよう評価方法を改める。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価の見直し

学びに向かう力、人間性等を構成する要素はあらかじめ整理

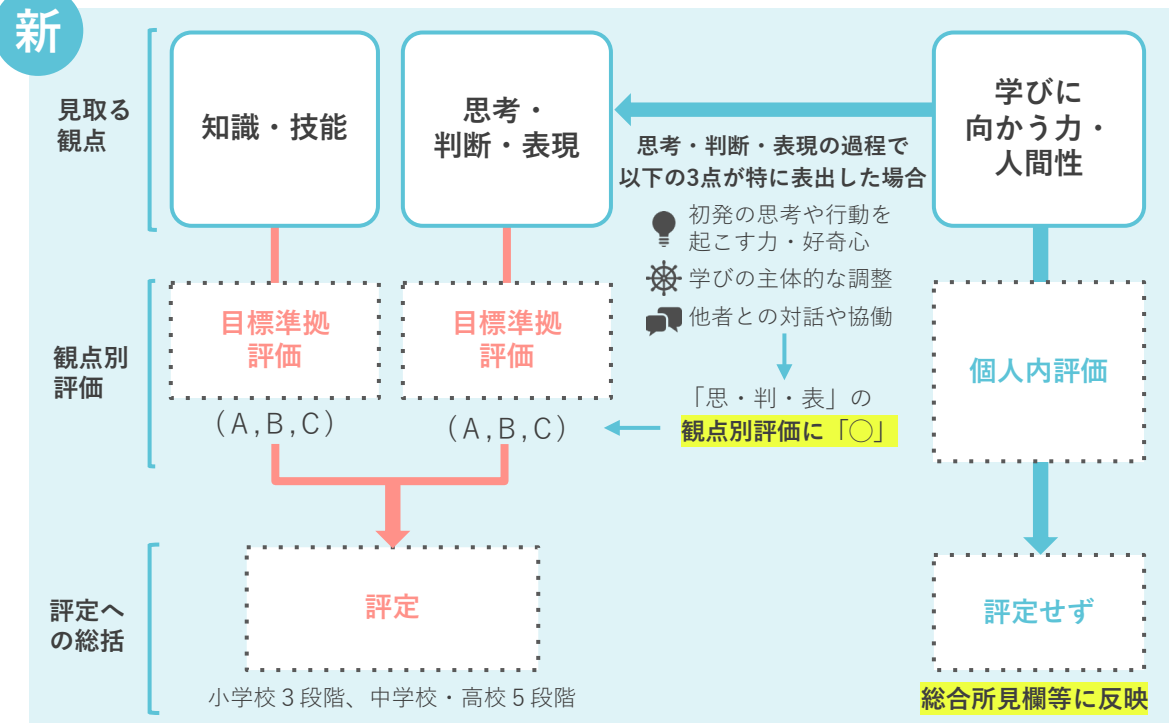
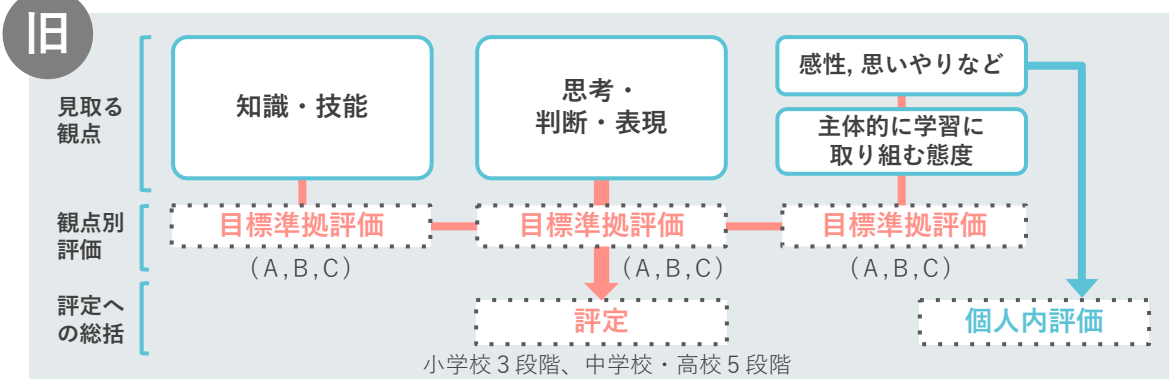


4つの要素を踏まえ、各教科等の目標に反映

学習指導要領の目標（学びに向かう力、人間性等）



新たな観点別評価の方向性イメージ



- 学習の自己調整を含めた「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力が一層重要となることを踏まえ、その効果的な育成を図るために、特質に応じた評価の在り方に改善を図るものであり、「学びに向かう力、人間性等」の評価を「しなくてもよくなる」「軽視してよい」といった誤った理解とならないよう、具体的な運用の設計と趣旨の周知・徹底を図る必要がある。
- 「思考・判断・表現」の観点別評価に「○」を付記した際、それを教育課程の実現状況の総括的な評価である評価に一定程度加味することの適否については、引き続き総則・評価特別部会で検討を深める。

7.その他の検討事項の方向性は？

(1)

カリキュラム・マネジメントの在り方

教師にとって意義を感じられる日常の取組となるよう、カリキュラム・マネジメントの考え方を整理



(2)

高等学校入学者選抜

多様な子供の個性・特性を踏まえた選抜の充実や
中学校以下との円滑な接続に資する高校入試の改善



(3)

産業教育

産業構造の変化などを踏まえて
産業教育の教育課程を改善



(4)

特別支援教育

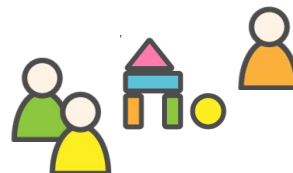
通常の学級における合理的配慮の提供、通級による指導を受ける場合の教育課程の特例的な取扱いの見直し、自立活動の指導などを充実



(5)

幼児教育

すべての幼児教育施設において、遊びの中で直接的・具体的な体験を通した学びを保障するために幼児教育を充実



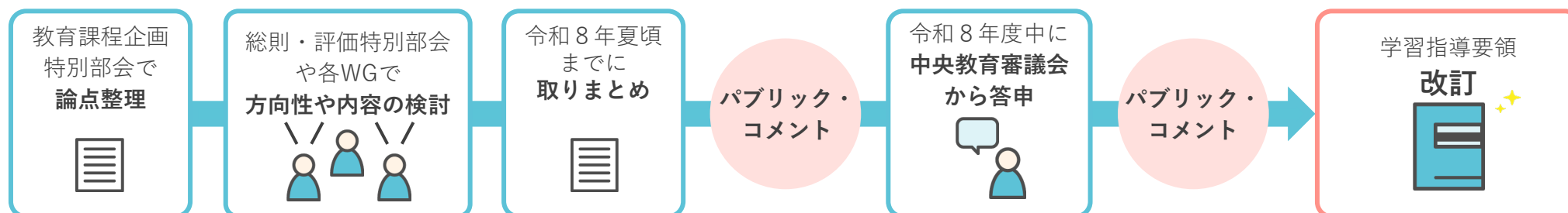
(6)

子供のより主体的な 社会参画に関わる教育の改善

特別活動において児童生徒が主体となってルールの形成や学校生活の改善に関わるようにするなど、
子供が主体的に社会参画するための教育を充実



8.今後どのように検討を進めるのか？





文部科学省ホームページ

教育課程企画特別部会 論点整理

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html